

令和 5 年 2 月

第 12 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### < 条例 >

議案第 2 2 号	尼崎市財政運営基本条例について
議案第 2 3 号	尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 2 4 号	尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 2 5 号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第 2 6 号	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
議案第 2 7 号	尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 2 8 号	個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 2 9 号	尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例について
議案第 3 0 号	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 1 号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 3 2 号	尼崎市文化財保存活用基金条例について
議案第 3 3 号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 4 号	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 5 号	尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 3 6 号	尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について
議案第 3 7 号	尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

- 議案第 38 号 尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 尼崎市子ども・若者応援基金条例について
- 議案第 40 号 尼崎市産業労働審議会条例について
- 議案第 41 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する  
条例について
- 議案第 42 号 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例  
及び尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について
- <その他>
- 議案第 43 号 尼崎市土地開発公社の解散について
- 議案第 44 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 45 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた  
者又はその相続人に対して有する権利）
- 議案第 46 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 47 号 市道路線の一部廃止について

# 条 例



## 議案第 22 号

### 尼崎市財政運営基本条例について

尼崎市財政運営基本条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

### 尼崎市財政運営基本条例

市においては、高度経済成長期に産業都市としてまちが大きく発展し、人口も増加する中で、右肩上がりの豊かな市税収入やモーターボート競走事業等からの多額の収益事業収入に支えられ、多くの公共施設の整備や市民サービスの充実を図ってきた。

しかしながら、平成年代初期のバブル経済の崩壊を境に、景気の長期低迷の影響からそれまで好調であった市税収入の伸び悩みや市独自の施策を下支えしてきた収益事業収入の大幅な減少に見舞われ、また、厳しい社会経済情勢下において社会保障関係費が増加傾向となったことに加え、阪神・淡路大震災からの復旧及び復興のための多額の財政需要が生じたなど、様々な社会経済情勢の変化の影響を大きく受けた。

こうした市財政の悪化に加えて、市は、既に着手していた大規模開発事業の実施を継続したことや尼崎市土地開発公社によって事業用地を先行取得したことなどにより多額の負債を抱えることとなり、利子を含めた多額の公債費を負担する必要性が生じたため、硬直化した厳しい財政状況が続くこととなった。

このような背景のもと、市において数度にわたり取り組んだ行財政改革により、様々な施策の廃止、縮小又は転換が余儀なくされ、市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなったが、その結果、市の負債は減少傾向となり、財政状況の改善が図られつつあるなど、市の行財政改革は、着実に成果をあげてきた。

しかし、今後も市では、社会保障の安定的な維持や公共施設の適正管理といった財政運営上の課題に対応していかなければならないことから、引き続き将来負担の縮減と必要な投資的事業の実施を両立させていく必要があるとともに、市民ニーズの多様化が進む中で時代に対応した施策

を実施していかなければならないことから、常に行財政改革の視点を持ち、規律ある財政運営を行っていくことで、将来にわたって財政運営のあるべき姿を実現していくことが必要である。

そこで、市が今後も引き続き魅力あるまちづくりに取り組んでいく中で、これまでに経験した財政的な危機を将来にわたって二度と招かないため、将来の世代に過度の負担を強いることがないように留意して施策を企画立案するなど過去の教訓を十分に活かした取組を行うことで、健全で持続可能な財政運営の確保を図り、もって、市民の福祉の増進を図るため、この条例を制定する。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、市の財政運営に関し、基本理念を定め、市長の責務を明らかにするとともに、市の財政運営に関する基本的な事項を定めることにより、健全で持続可能な財政運営の確保を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市長は、財政運営に当たっては、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであることに鑑み、法令等を遵守しなければならないことはもとより、予見し難い社会経済情勢の変化の際に可能な限り市民生活の安定を確保することができるよう措置することも含めて、市の財政収支の見通しを踏まえた中長期的な視点に立って計画的に行わなければならない。

2 市長は、財政運営の透明性の向上を図るため、財政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(収入及び支出の均衡の維持)

第3条 市長は、毎年度、収入及び支出の均衡を図るため、規律ある財政運営を行わなければならない。

(新規施策の実施の際の措置)

第4条 市長は、新たな施策を実施するに当たっては、収入を確保し、又は既存の施策の廃止、縮小、転換等により支出の見直しを行わなければならない。



(将来負担への配慮)

第5条 市長は、市債の発行、債務負担行為の設定、損失補償債務の負担等を要する事業その他将来の市の債務の負担に影響を及ぼす事業を実施するに当たっては、現在及び将来の市民の負担の公平性に十分配慮するとともに、事業の必要性の精査、事業量の調整等を行うなど、市債の償還等に係る市の債務の負担が将来における健全な財政運営を損なわせることがないように十分に留意しなければならない。

(財政運営方針の策定等)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事項を定めた財政運営方針を策定し、これに従った財政運営を行わなければならない。

- (1) 将来負担その他財政運営に関する数値目標及びこれを実現するための財政規律
- (2) 対象期間内における収支の見通し
- (3) 収入の性質に応じた用途並びに基金の積立及び活用の方法
- (4) 不測の事態の発生によって健全な財政運営に支障を及ぼす場合の対応策
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により財政運営方針を策定したときは、これを公表しなければならない。

(財政状況の公表)

第7条 市長は、別に定めがある場合を除き、次項から第5項までの規定に定めるところにより、市の財政に関する事項を市民に公表しなければならない。

2 前項の規定による公表（以下「財政状況の公表」という。）は、毎年2月及び10月に行うものとする。

3 市長は、天災その他避けることができない事故により前項に規定する月内に財政状況の公表を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該事故がやんだときから1月以内に財政状況の公表を行わなければならない。

4 財政状況の公表は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める事項に

ついで行うものとする。

(1) 毎年2月に行うべきもの アからウまでに掲げる事項

ア その前年の4月1日（以下この号において「対象期間初日」という。）から同年の9月30日（以下この号において「対象期間末日」という。）までの期間における対象期間初日の属する年度の歳入歳出予算の執行状況

イ 対象期間末日における財産、市債及び一時借入金の現在高

ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 毎年10月に行うべきもの アからオまでに掲げる事項

ア その前年の10月1日（以下この号において「対象期間初日」という。）から同年の翌年の5月31日（以下この号において「対象期間末日」という。）までの期間における対象期間初日の属する年度（以下この号において「対象年度」という。）の歳入歳出予算の執行状況

イ 対象年度の末日における財産及び一時借入金の現在高

ウ 対象期間末日における市債の現在高

エ 市民の負担の状況及び対象年度の収支の状況

オ その他市長が必要と認める事項

5 財政状況の公表は、市報あまがさきへの掲載及びインターネットを利用する方法により行うものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（財政状況の公表に関する条例の廃止）

2 財政状況の公表に関する条例（昭和39年尼崎市条例第30号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に策定されている財政運営方針は、第6条第1項の規定により策定された財政運営方針とみなす。

(説明)

健全で持続可能な財政運営の確保を図り、もって、市民の福祉の増進を図るため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。



議案第 23 号

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の  
取得及び処分等を定める条例の一部を改正する条例について  
尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び  
処分等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の  
取得及び処分等を定める条例の一部を改正する条例  
尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び  
処分等を定める条例（昭和 42 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 5 条第 5 項中「に掲載する」を「への掲載及びインターネットを利用  
する」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

公営企業の業務の状況を説明する書類の公表方法を変更するため、  
条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 24 号

尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例（平成 31 年尼崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市 P F I 等事業者選定委員会条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業その他市の施設等の設計、建設、管理運営等に関する事業で民間の資金、経営能力又は技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（市長、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものに限る。以下「選定事業等」という。）に係る契約の相手方となるべき事業者（以下「P F I 等事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長、教育委員会又は管理者の付属機関として、P F I 等事業者の選定ごとに尼崎市 P F I 等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 条の見出しを「（組織等）」に改め、同条第 2 項中「委員は」の次に「、選定事業等の内容に応じて」を、「その他市長」の次に「、教育委員会又は管理者」を加え、「から市長が」を「から、市長、教育委員会若しくは管理者が、又は市長が教育委員会若しくは管理者の意見を聴いて」に改め、同項後段を削り、同条第 3 項中「P F I 事業者」を

「PFI等事業者」に改める。

付則第3項中「市長」の次に「、教育委員会又は管理者」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会条例及び尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会条例(平成30年尼崎市条例第41号)

(2) 尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例(令和3年尼崎市条例第11号)

(尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項(第1号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会条例(以下この項から付則第5項までにおいて「廃止前の条例」という。)第1条の規定により置かれている尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会(次項及び付則第5項において「廃止前委員会」という。)は、この条例による改正後の尼崎市PFI等事業者選定委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の規定により廃止前の条例第1条に規定する事項を調査審議させるために置かれた尼崎市PFI等事業者選定委員会(次項及び付則第5項において「対象委員会」という。)とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に廃止前の条例第2条第2項の規定により委嘱された廃止前委員会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の条例第2条第2項の規定により対象委員会の委員として委嘱されたものとみなして、改正後の条例の規定



を適用する。

- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第3条第1項の規定により定められた廃止前委員会の委員長である者は、施行日に尼崎市PFI等事業者選定委員会条例第3条第1項の規定により対象委員会の委員長として定められたものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。  
(尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会に関する経過措置)
- 6 この条例の施行の際現に付則第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例(以下「廃止前の条例」という。)第1条の規定により置かれている尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会(以下「廃止前委員会」という。)は、改正後の条例第1条の規定により廃止前の条例第1条に規定する事項を調査審議させるために置かれた尼崎市PFI等事業者選定委員会(以下「対象委員会」という。)とみなして、改正後の条例の規定を適用する。
- 7 この条例の施行の際現に廃止前の条例第2条第2項の規定により委嘱された廃止前委員会の委員である者は、施行日に改正後の条例第2条第2項の規定により対象委員会の委員として委嘱されたものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。
- 8 この条例の施行の際現に廃止前の条例第3条第1項の規定により定められた廃止前委員会の委員長である者は、施行日に尼崎市PFI等事業者選定委員会条例第3条第1項の規定により対象委員会の委員長として定められたものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。

(説明)

尼崎市PFI事業者選定委員会の調査審議事項を追加するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 25 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2, 020 人」を「2, 018 人」に改め、同項第 3 号中「267 人」を「260 人」に改め、同項第 4 号中「214 人」を「213 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

事務事業の整備等による職員定数の減員を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



## 議案第 26 号

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

尼崎市事務分掌条例（昭和 42 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条危機管理安全局の項第 3 号中「交通安全対策」の次に「その他の生活安全」を加える。

第 1 条総務局の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

第 1 条健康福祉局の項を次のように改める。

福祉局

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項

第 1 条こども青少年局の項の前に次の 1 項を加える。

保健局

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 社会保険等に関する事項

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

行政需要に即応する体制の確立を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



## 議案第 27 号

尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例について

尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例

(尼崎市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市情報公開条例(平成 16 年尼崎市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)」を削り、同条第 2 号中「あつては当該」を「あつては、その」に改め、「、土地開発公社にあつてはその役員及び職員を」を削る。

第 7 条第 2 号ウ中「及び土地開発公社」を削り、同条第 3 号中「、地方独立行政法人及び土地開発公社」を「及び地方独立行政法人」に改め、同条第 5 号中「及び土地開発公社」を削る。

第 15 条第 1 項中「、土地開発公社」を削る。

第 25 条第 1 項中「(土地開発公社を除く。)」を削る。

付則に次の 1 項を加える。

(尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)

7 当分の間、第 7 条第 2 号ウ及び第 3 号の規定の適用については、同条第 2 号ウ中「の役員及び職員をいう」とあるのは「及び尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)の役員及び職員をいう」と、同条第 3 号中「及び地方独立行政法人」とあるのは「、地方独立行政法人及び土地開発公社」とする。

(尼崎市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市個人情報保護条例(平成 16 年尼崎市条例第 48 号)の

一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）」を削り、同条第4号中「あつては当該」を「あつては、その」に改め、「、土地開発公社にあつてはその役員及び職員を」を削る。

第14条第3号ウ中「及び土地開発公社」を削り、同条第4号中「、地方独立行政法人及び土地開発公社」を「及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「及び土地開発公社」を削る。

第22条第1項中「、土地開発公社」を削る。

第46条第1項中「（土地開発公社を除く。）」を削る。

付則に次の1項を加える。

（尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例）

9 当分の間、第14条第3号ウ及び第4号の規定の適用については、同条第3号ウ中「地方独立行政法人」とあるのは「地方独立行政法人及び尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）」と、同条第4号中「及び地方独立行政法人」とあるのは「、地方独立行政法人及び土地開発公社」とする。

（尼崎市公文書の管理等に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市公文書の管理等に関する条例（令和4年尼崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）にあつては、その役員及び職員。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「並びに土地開発公社」を削る。

第39条第1項中「（土地開発公社を除く。）」を削る。

付則第4項中「実施機関は」を「旧実施機関（尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年尼崎市条例第号）第3条の規定による改正前の第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は」に、「職員」を「職員（尼崎市土地開発公社にあつては、その役員及び職員）」に、「で公文書」を「で旧公文書（同条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。）」に、「歴史



的公文書に」を「旧歴史的公文書（第2条第2号アからエまでに掲げる情報が記録された旧公文書その他歴史資料として重要な価値を有する旧公文書をいう。以下同じ。）に」に改め、付則第5項中「歴史的公文書に」を「旧歴史的公文書に」に改め、付則に次の1項を加える。

（尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例）

- 1 1 情報公開条例付則第7項の規定により情報公開条例第7条第2号ウ及び第3号を読み替えて適用する場合においては、第16条第1項第1号イ及びウ中「に掲げる」とあるのは、「（情報公開条例付則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる」として、この条例の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の兵庫県知事の認可を受けた日（以下「認可日」という。）から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 付則第9項の規定 公布の日

(2) 第2条及び付則第3項から第7項までの規定 認可日又は令和5年4月1日のいずれか早い日

（尼崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の尼崎市情報公開条例第2章又は第3章の規定に基づき土地開発公社が行い、又は土地開発公社に対して行われた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の尼崎市情報公開条例第2章又は第3章の規定に基づき市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなして、同条例並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を適用する。

（尼崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 次に掲げる者に係る第2条の規定による改正前の尼崎市個人情報保

護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第7条の規定によるその事務に関して知り得た尼崎市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に土地開発公社の役員若しくは職員である者又はこの条例の施行前において土地開発公社の役員若しくは職員であった者のうち、この条例の施行前において個人情報保護条例第6条に規定する個人情報取扱事務（以下「個人情報取扱事務」という。）に従事していた者

(2) この条例の施行前において、土地開発公社が個人情報取扱事務を土地開発公社以外の者に行わせた場合において当該個人情報取扱事務に従事していた者

4 この条例の施行前に改正前の個人情報保護条例第3章の規定に基づき土地開発公社が行い、又は土地開発公社に対して行われた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の尼崎市個人情報保護条例第3章の規定に基づき市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなして、同条例並びに行政事件訴訟法及び行政不服審査法の規定を適用する。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において土地開発公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報ファイル（旧保有個人情報（改正前の個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報とみなして同号の規定を適用したならば同号に規定する個人情報ファイルに該当することとなるものをいう。）で同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、この条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に土地開発公社の役員若しくは職員である者又はこの条例の施行前において土地開発公社の役員若しくは職員

であった者

(2) 付則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において土地開発公社が保有していた旧保有個人情報をも、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為及び付則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(尼崎市公文書の管理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の日から土地開発公社の解散に伴うその清算の終了の日までの間に限り、第3条の規定による改正前の尼崎市公文書の管理等に関する条例第2条第1号に規定する公文書及び当該公文書となるべき文書等(同号に規定する文書等をいう。)で土地開発公社に係るものの管理については、なお従前の例による。

(委任)

9 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説明)

尼崎市土地開発公社の解散に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 28 号

個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備  
に関する条例について

個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備に関する  
条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備  
に関する条例

(尼崎市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市情報公開条例(平成 16 年尼崎市条例第 47 号)の一部  
を次のように改正する。

第 7 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第 4 項  
に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限  
る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又  
は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定す  
る保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定す  
る記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

第 18 条を次のように改める。

(処分等についての審査請求の審査庁)

第 18 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為(以下「処分等」と  
いう。)についての審査請求は、市長に対して行うものとする。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、処分等について審査請求があったときは、行政不服審査  
法(平成 26 年法律第 68 号。以下「不服審査法」という。)第 2  
4 条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、次の各号に  
掲げる者に対し、当該審査請求があった旨を通知しなければならない。  
い。

第19条第1項第1号中「開示請求者（開示請求者が）」を「当該処分等に係る開示請求者（当該開示請求者が当該審査請求に係る）」に、「法」を「不服審査法」に改め、同項第2号中「第三者が」の次に「当該審査請求に係る」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該処分等に係る実施機関（市長を除く。以下この号において同じ。）（不服審査法第21条第1項の規定により当該実施機関を経由して市長に対して当該審査請求が行われた場合及び不服審査法第22条第1項に規定する場合において当該実施機関に対して当該審査請求が行われたときを除く。）

第19条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、不服審査法第43条第1項の規定により市長が処分等についての審査請求について尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問した場合について準用する。この場合において、前項中「各号」とあるのは、「各号（第2号を除く。）」と読み替えるものとする。

第20条各号列記以外の部分を次のように改める。

第15条第3項の規定は、市長が処分等についての審査請求について次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日（市長以外の実施機関にあっては、当該裁決に係る裁決書の謄本の送付を受けた日。以下「裁決日等」という。）」と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨（市長以外の実施機関にあっては、当該裁決があった旨）及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

（尼崎市個人情報保護条例の廃止）

第2条 尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）は、廃止する。

（尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部改正）

第3条 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例（平成16年尼崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「）の規定により同法」を「。以下「不服審査法」という。）の規定により不服審査法」に改め、同号イを次のように改める。

イ 尼崎市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年尼崎市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）

第2条第1項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「個人情報保護条例」を「尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 議会個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第2条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び不服審査法の規定（個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項（個人情報保護法に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。）を処理すること。

第2条第2項中「情報公開制度及び」を「情報公開制度又は」に改め、「実施機関（」及び「及び個人情報保護条例第2条第1号」を削り、「をいう。以下同じ。）」を「又は個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関若しくは尼崎市議会議長」に改める。

（尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正）

第4条 尼崎市子どもの育ち支援条例（平成21年尼崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(尼崎市暴力団排除条例の一部改正)

第5条 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(尼崎市危険空家等対策に関する条例の一部改正)

第6条 尼崎市危険空家等対策に関する条例(平成27年尼崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削る。

(尼崎市行政不服審査会条例の一部改正)

第7条 尼崎市行政不服審査会条例(平成28年尼崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、別に定めるものを除くほか、法その他法令の規定により法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する。

(尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例の一部改正)

第8条 尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例(平成28年尼崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第106条第2項」を加える。

第5条第1項第6号中「条例の」を「法律又は条例の」に改め、同号中イを削り、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 個人情報保護法

第5条第1項第6号にウとして次のように加える。

ウ 尼崎市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年尼崎市条例第 号)

(尼崎市自治のまちづくり条例の一部改正)



第 9 条 尼崎市自治のまちづくり条例（平成 28 年尼崎市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成 16 年尼崎市条例第 48 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）」を「個人に関する情報」に、「、個人情報を」を「、当該情報を」に改める。

（尼崎市債権管理条例の一部改正）

第 10 条 尼崎市債権管理条例（平成 30 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「（以下「滞納者等」という。）」及び「（以下「財産等」という。）」を削り、同条第 2 項を削る。

（尼崎市公文書の管理等に関する条例の一部改正）

第 11 条 尼崎市公文書の管理等に関する条例（令和 4 年尼崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「オ」を「カ」に改める。

第 13 条第 3 項中「個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成 16 年尼崎市条例第 48 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）」を「個人に関する情報」に、「当該個人情報」を「当該情報」に改める。

第 16 条第 1 項第 1 号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 情報公開条例第 7 条第 2 号の 2 に掲げる情報

第 16 条第 2 項及び第 3 項中「オ」を「カ」に改める。

第 21 条第 3 項中「第 16 条第 1 項第 1 号エ」を「第 16 条第 1 項第 1 号オ」に改める。

付則第 11 項中「及びウ」を「及びエ」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 16 項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市情報公開条例(以下「改正後の情報公開条例」という。)第18条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。)第19条第1項又は第20条前段に規定する手続に係る審査請求について適用する。
- 3 改正後の情報公開条例第19条及び第20条の規定は、施行日以後に行われる不服審査法第19条第1項又は第20条前段に規定する手続に係る審査請求について適用し、施行日前に行われた当該手続に係る審査請求については、なお従前の例による。

(尼崎市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 次に掲げる者に係る第2条の規定による廃止前の尼崎市個人情報保護条例(以下「廃止前の個人情報保護条例」という。)第7条の規定によるその事務に関して知り得た廃止前の個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に廃止前の個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者にあつては、その指定に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において廃止前の個人情報保護条例第6条に規定する個人情報取扱事務(以下「旧個人情報取扱事務」という。)に従事していた者
  - (2) この条例の施行前において、旧実施機関が旧個人情報取扱事務を旧実施機関以外の者に行わせた場合において当該旧個人情報取扱事務に従事していた者

- 5 この条例の施行前に行われた次の各号に掲げる請求に係る旧保有個

人情報（廃止前の個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報という。以下同じ。）の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に関する手続及びその費用負担並びに当該開示等に係る処分及びその不作為（以下「旧処分等」という。）についての審査請求に関する手続については、なお従前の例による。

- (1) 廃止前の個人情報保護条例第12条第2項に規定する開示請求
- (2) 廃止前の個人情報保護条例第25条第2項に規定する訂正請求
- (3) 廃止前の個人情報保護条例第33条第2項に規定する利用停止請求

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、旧処分等についての審査請求は、市長に対して行うものとする。

7 令和4年度における廃止前の個人情報保護条例の施行の状況の報告及び公表については、なお従前の例による。

8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（廃止前の個人情報保護条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルをいう。）で同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、この条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 付則第4項第2号に掲げる者

9 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 この条例の施行前にした行為並びに付則第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(付則第5項の規定の施行に伴う経過措置)

- 1 1 付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会及び尼崎市行政不服審査会の所掌事務並びに旧処分等についての審査請求に関する手数料については、なお従前の例による。

(付則第6項の規定の施行に伴う経過措置)

- 1 2 付則第6項の規定は、施行日以後に行われる不服審査法第19条第1項又は第20条前段に規定する手続に係る審査請求について適用する。

(調整規定)

- 1 3 この条例及び尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年尼崎市条例第 号。以下「土地開発公社解散整備条例」という。）付則第1項第2号に掲げる規定が同一の日に施行されるときは、土地開発公社解散整備条例第2条の規定によって尼崎市個人情報保護条例の規定がまず改正され、次いで第2条の規定によって同条例が廃止されるものとする。

- 1 4 この条例及び土地開発公社解散整備条例が同一の日に施行されるときは、尼崎市公文書の管理等に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）の規定は、土地開発公社解散整備条例第3条の規定によってまず改正され、次いで第11条の規定によって改正されるものとする。

- 1 5 施行日が土地開発公社解散整備条例の施行の前日である場合には、第11条（公文書管理条例付則第11項の改正規定に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、土地開発公社解散整備条例第3条のうち公文書管理条例付則に1項を加える改正規定中「及びウ」とあるのは、「及びエ」とする。

(委任)

- 1 6 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市

長と協議して定める。

(説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第29号

尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例について

尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報の取扱いに関する同法の規定を含む。第12条、第14条及び第15条において同じ。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、尼崎市教育委員会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員、尼崎市農業委員会、尼崎市固定資産評価審査委員会、尼崎市公営企業管理者及び尼崎市消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(市の責務)

第3条 市は、個人情報個人が個人の権利利益の一層の保護を図るべく特に慎重に取り扱われ、かつ、極めて厳重な管理がなされるべきものであることに鑑み、信頼される市政の実現のため、その適正な取扱いの厳格な実施を確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(個人情報を利用する業務に関する届出)

第4条 実施機関（市長を除く。次条第1項、第11条第1項第2号及び第14条第1項において同じ。）は、個人情報を利用する業務を開始しようとするときは、市規則で定めるところにより、市規則で定め

る事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は自ら個人情報を利用する業務を開始しようとするときは、市規則で定めるところにより、市規則で定める事項を尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、実施機関が第1項の規定による届出又は前項の規定による報告を行った業務に係る事項で市規則で定めるものを変更しようとするとき及び当該業務を廃止したときについて準用する。

（個人情報ファイルの保有に関する届出）

第5条 実施機関は、個人情報ファイル（市規則で定めるものを除く。）を保有しようとするときは、市規則で定めるところにより、市規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があったとき及び市長が自ら個人情報ファイルを保有しようとするときについて準用する。

3 前2項の規定は、実施機関が第1項の規定による届出又は前項において準用する前条第2項の規定による報告を行った個人情報ファイルに係る事項で市規則で定めるものを変更しようとするとき、当該個人情報ファイルの保有をやめたときその他市規則で定めるときについて準用する。

（開示決定等の期限）

第6条 実施機関が行う開示決定等に係る法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項中「30日」とあるのは「15日」と、法第84条中「60日」とあるのは「45日」とする。

（開示請求に係る費用負担）

第7条 実施機関に対する開示請求に係る事務については、手数料は、徴収しない。

2 開示決定に基づく法第87条第1項の規定による文書の写し等の交付を受ける者は、市規則で定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（訂正請求等の対象）



第8条 実施機関に対する訂正請求及び利用停止請求については、法第90条第1項第1号及び第2号並びに第3項並びに第98条第3項の規定は、適用しないものとし、法第90条第1項中「（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容」とあるのは「の内容」と、法第91条第1項第2号及び第99条第1項第2号中「係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該」とあるのは「係る」として、これらの規定を適用する。

（訂正請求等に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第9条 法第81条の規定は、実施機関に対する訂正請求又は利用停止請求があった場合について準用する。

（処分等についての審査請求の審査庁）

第10条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（以下「処分等」という。）についての審査請求は、市長に対して行うものとする。

（審査請求があった旨等の通知）

第11条 市長は、処分等について審査請求があったときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。）第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、次の各号に掲げる者に対し、当該審査請求があった旨を通知しなければならない。

- (1) 当該処分等に係る開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人（不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- (2) 当該処分等に係る実施機関（不服審査法第21条第1項の規定により当該実施機関を經由して市長に対して当該審査請求が行われた場合及び不服審査法第22条第1項に規定する場合において当該実施機関に対して当該審査請求が行われたときを除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について法第86条第3項に規定する反対意見書を提出した第三者（当該第三者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により市長が処分等についての審査請求について審査委員会に諮問した場合における同条第3項において準用する同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「審査請求人」とあるのは「行政不服審査法第28条に規定する審理関係人（同法第4条第1号に規定する処分庁等が同法第9条第1項に規定する審査庁である場合にあっては、審査請求人」と、「行政不服審査法」とあるのは「同法」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）」とする。

（審査委員会への諮問）

第12条 実施機関は、法に基づき個人情報保護委員会の権限に属するものを除き、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査委員会に諮問することができる。

（管理体制等）

第13条 市長は、実施機関において法第5章第2節の規定による個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、個人情報に関する管理体制、研修その他の事項について必要な措置を講ずるものとする。

（施行の状況の報告等）

第14条 実施機関は、毎年度、市長が別に定めるところにより、法（この条例を含む。次項及び次条において同じ。）の施行の状況について市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、各実施機関における法の施行の状況を取りまとめ、審査委員会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、法の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前において行われた個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年尼崎市条例第号）第2条の規定による廃止前の尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）（以下「廃止前の個人情報保護条例」という。）第10条第1項（届出を行った業務を変更しようとする場合について同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出（尼崎市議会議長（以下「議長」という。）により行われたものその他市長が別に定めるものを除く。）は市長以外の実施機関による第4条第1項（同項の規定による届出を行った業務に係る事項を変更しようとするときについて同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は市長による同条第2項（同項の規定による報告を行った業務に係る事項を変更しようとするときについて同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告と、廃止前の個人情報保護条例第10条第2項（届出を行った事項を変更しようとする場合について同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出（議長により行われたものその他市長が別に定めるものを除く。）は市長以外の実施機関による第5条第1項（同項の規定による届出を行った個人情報ファイルに係る事項を変更しようとするときについて同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は市長による同条第2項（同項において準用する第4条第2項の規定による報告を行った個人情報ファイルに係る事項を変更しようとするときについて第5条第3項において準用する場合を含む。）において準用する第4条第2項の規定による報告とみなして、この条例の規定を適用する。

（説明）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、

本案を提出する。

議案第30号

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例について

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年尼崎  
市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項に定める」を「次項各号に掲げる」に改め、同  
項中第19号を第20号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰  
り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

第2条第2項中「に規定する条例」を「の条例」に、「各号に掲げる  
職員」を「とおりに」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の」に、  
「に掲げる事項」を「のとおり」に改め、同項第1号中「を受ける団体  
（以下「派遣先団体」という）を「に係る職員（以下「派遣職員」とい  
う。）のその派遣先団体（職員派遣に係る団体をいう。以下同じ）」に改  
め、同項第2号中「職員派遣をされた職員（以下「」を削り、「」とい  
う。）の」を「のその」に、「における業務」を「の業務へ」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

本市職員を派遣することができる団体として「公益社団法人202  
5年日本国際博覧会協会」を加えるため、条例改正が必要であること

から、本案を提出する。

議案第31号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和34年尼崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に、「420,000円」を「500,000円」に改める。

第19条の5を次のように改める。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第19条の5 世帯主は、自ら又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等となったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第19条の5の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（説 明）

出産育児一時金の見直し等に伴い、条例改正が必要であることから、

本案を提出する。



議案第 3 2 号

尼崎市文化財保存活用基金条例について

尼崎市文化財保存活用基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市文化財保存活用基金条例

(設置)

第 1 条 文化財（文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 条第 1 項に規定する文化財をいう。以下同じ。）の保存及び活用（保存及び活用のための取得を含む。）に係る事業で市長が別に定めるもの（以下「文化財保存活用事業」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市文化財保存活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 文化財保存活用事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市文化財保存活用基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 幼児 被保険者等負担額

第 4 条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項第 3 号ア(イ)、第 4 号ア(イ)」を  
「第 1 項第 4 号ア(イ)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号、第 3 項及び第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の対象医療（尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第 2 条第 11 号アに規定する対象医療をいう。以下同じ。）に係る医療費助成（同条例第 3 条第 1 項に規定する医療費助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の対象医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

(説 明)

乳幼児等医療費助成制度における助成額を拡充するため、条例改正

が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例の一部を改正する  
条例について

尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例の一部を改正する  
条例

尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和 48 年尼崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（基金の設置）

第 4 条 公害病認定患者の救済事業に要する経費の財源を確保するため、尼崎市公害病認定患者救済事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立額等）

第 5 条 基金として積み立てる額は、公害病認定患者の救済事業に要する経費に充てるための寄付金の額とする。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 基金から生ずる収益は、尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

（基金の処分）

第 6 条 基金は、第 4 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が

必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(基金の管理の細目)

第7条 前2条に規定するもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

第8条を削る。

第9条の見出しを「(協議会の設置)」に改め、同条第1項中「円滑な運営を図るため」を「運営に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(協議会の組織等)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公害病認定患者の代表者
- (3) 産業界の代表者
- (4) 市の関係職員

3 委員の任期は、1年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第10条中「規則で」を「市長が」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の3条を加える。

(協議会の会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集等)

第 1 1 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議会の運営の細目)

第 1 2 条 第 9 条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付則に次の 1 項を加える。

(招集の特例)

3 最初に招集される協議会は、第 1 1 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例第 5 条第 3 号に掲げる事業に係る転地入院施設に入院している者は、この条例による改正後の尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条各号に掲げる事業の対象者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

3 改正後の条例第 9 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員については、なお従前の例による。

(説 明)

転地入院事業を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 35 号

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例について

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例

(尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例(昭和 37 年尼崎市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 35 条」を「第 36 条」に改める。

第 28 条中「公益社団法人又は公益財団法人その他これらに類する法人」を「法人その他の団体」に、「公益法人等」を「法人等」に改める。

第 29 条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第 29 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 35 条を第 36 条とし、第 31 条から第 34 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 30 条中「前条第 1 項」を「前条」に、「公益法人等」を「法人等」に改め、「又は」の次に「その」を加え、同条を第 31 条とする。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者の選定)

第 30 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、墓園の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとし

て選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 墓園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 墓園の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、墓園の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例（昭和39年尼崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公益社団法人又は公益財団法人その他これらに類する法人」を「法人その他の団体」に、「公益法人等」を「法人等」に改める。

第7条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「前条第1項」を「前条」に、「公益法人等」を「法人等」に改め、「又は」の次に「その」を加え、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の選定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、斎場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経

費の縮減が図られるものであること。

(3) 斎場の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、斎場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第3条 尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成25年尼崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第30項を第31項とし、第17項から第29項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場（以下「墓園等」という。）

別表第1備考中「第20項」を「第17項」に、「第23項」を「第22項」に、「第25項、第27項及び第28項」を「から第26項まで、第28項及び第29項」に改める。

別表第2中第18項を第19項とし、第8項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 墓園等

別表第2備考中「第11項、第13項、」を「第8項、第12項及び」に、「第15項及び第16項」を「から第17項まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 尼崎市墓園に係る指定管理者（第1条の規定による改正後の尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第28条に規定する指定管理者をいう。）の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

- 3 尼崎市立弥生ヶ丘斎場に係る指定管理者（第2条の規定による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条に規定する指定管理者をいう。）の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（説 明）

次期指定管理者を公募で選定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第36号

尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について  
尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例  
尼崎市たばこ対策推進条例（平成30年尼崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

前文中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

第10条の見出し中「未成年者」を「20歳未満の者」に改め、同条中「未成年者」を「20歳未満の者」に、「身近な成年者」を「身近な者」に、「事」を「こと」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 37 号

尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について  
尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例  
尼崎市青少年問題協議会条例（昭和 32 年尼崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市青少年協議会条例

第 1 条を次のように改める。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、尼崎市青少年協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第 10 条を第 12 条とする。

第 9 条第 2 項中「関係地方行政機関」を「関係行政機関」「本市職員」を「市の職員」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条中「委員」の次に「（部会にあっては、その属する委員）」を加え、同条を第 10 条とする。

第 7 条第 2 項中「委員」の次に「（特別委員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 4 項中「第 4 条第 3 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、「委員（特別委員を含む。以下同じ。）」とあるのは「」を「、委員」とあるのは「、」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条第 1 項中「委員（」の次に「議事に関係のある」を加え、「以下」を「次項において」に改め、同条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条の見出しを「（任期等）」に改め、同条第 1 項中「2 年」の次に「を超えない範囲内において市長が別に定める期間」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

第3条を第5条とする。

第2条の見出しを「（委嘱等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 市民（若者に限る。）の代表者

(3) 関係行政機関の職員

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) 市の関係職員

第2条中第2項を第1項とし、第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を削り、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（設置等）

第2条 次項に規定する事項を処理させるため、市長の附属機関として、協議会を置く。

2 協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条に規定する事務をつかさどるほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 尼崎市子ども・若者応援基金条例（令和 年尼崎市条例第 号）第1条に規定する子ども・若者応援事業に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成及び福祉の増進に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

付則第2項中「第5条」を「第7条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）



- 2 この条例による改正後の尼崎市青少年協議会条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員については、なお従前の例による。

(説明)

尼崎市青少年問題協議会の調査審議事項及び組織等を変更するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 38 号

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例

尼崎市特別会計条例（昭和 39 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の尼崎市特別会計条例第 6 号に定める特別会計に係る令和 4 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

（説 明）

青少年健全育成事業に係る尼崎市特別会計青少年健全育成事業費を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 39 号

尼崎市子ども・若者応援基金条例について

尼崎市子ども・若者応援基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市子ども・若者応援基金条例

尼崎市青少年健全育成基金条例（昭和 57 年尼崎市条例第 45 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 子ども・若者（おおむね 30 歳未満の者をいう。）の健全な育成及び福祉の増進を図るための事業で市長が別に定めるもの（以下「子ども・若者応援事業」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市子ども・若者応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・若者応援事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市青少年健全育成基金条例の規定に基づき尼崎市青少年健全育成基金として積み立てられている金銭は、この条例による改正後の尼崎市子ども・若者応援基金条例の規定に基づき尼崎市子ども・若者応援基金として積み立てられた金銭とみなして、同条例の規定を適用する。

(説 明)

基金活用事業の範囲を広げ、次代の社会を担う子ども・若者を応援するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市産業労働審議会条例について

尼崎市産業労働審議会条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市産業労働審議会条例

(設置)

第1条 産業の振興等（尼崎市産業振興基本条例（平成26年尼崎市条例第38号）第2条第1号に規定する産業の振興等をいう。）に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市産業労働審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第3条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）3人以上で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

4 第5条第3項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（部会にあっては、その属する委員）以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な



事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(尼崎市労働問題審議会条例及び尼崎市産業問題審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市労働問題審議会条例(昭和44年尼崎市条例第7号)

(2) 尼崎市産業問題審議会条例(昭和56年尼崎市条例第17号)

(招集の特例)

3 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市産業労働審議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。



議案第 4 1 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 4 9 項を第 5 1 項とし、第 4 5 項から第 4 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表第 4 4 項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同項の表第 1 号中「建築物（」の次に「増築等を行わない」を加え、同項を別表第 1 第 4 6 項とし、同表第 4 3 項中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同項の表第 1 号中「建築物（」の次に「増築等を行わない」を加え、同項を別表第 1 第 4 5 項とし、同表第 4 2 項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同項の表第 1 号中「建築物（」の次に「増築等を行わない」を加え、同項を別表第 1 第 4 4 項とし、同表第 4 1 項の表第 1 号中「建築物（」の次に「建築等（新築を除く。）を行わない」を加え、同項を別表第 1 第 4 3 項とし、同表第 4 0 項を同表第 4 2 項とし、同表第 3 9 項の表第 1 号中「建築物（」の次に「建築等（新築を除く。）を行わない」を加え、同項を別表第 1 第 4 1 項とし、同表中第 2 6 項から第 3 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 2 5 項を第 2 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 7 法第 5 8 条第 2 項の規定に基づく高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円

別表第 1 第 2 4 項を同表第 2 5 項とし、同表第 2 3 項中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 3 項又は第 4 項各号」に、「その敷地の周囲

に空地を有する」を「屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う」に改め、同項を同表第24項とし、同表中第19項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第18項の次に次の1項を加える。

19 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

別表第8第1項の表を次のように改める。

区 分	金 額 (1件につき)					
	A 申請書に規則で定める面が添付されている場合	B Aに該当する場合を除き、申請書に設計住宅性能評価書の写しが付されている場合	C Aに該当する場合を除き、誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合	D Aに該当する場合を除き、簡易判定による場合	E AからDまでに掲げる場合以外の場合	
(1) 申請のあった新築等計画又は変更の計画が対象となる住宅建である	ア 一戸建て住宅(変更認定申請にあっては、その計画変更部分に限る。イにおいて同じ。)の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円	9,100円	—	—	40,000円
	イ 一戸建て住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円	9,600円	—	—	45,000円
(2) 申請のあった新築等計画若しくは変更の計画は交付請求のあった軽微変更計画	ア 共同住宅等部分(変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更部分に限る。以下この号において同じ。)の全体の床	12,000円	—	38,000円	—	77,000円

更の対象 (以下に の項にお らこれ らを「対 象計」と 等)に う。同 共住 等分 場合 面積の合計 が300平方 メートル未 満のもの	イ 共同住宅 等部分の全 体の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの	28,000円	—	66,000円	—	130,000円
	ウ 共同住宅 等部分の全 体の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの	67,000円	—	125,000円	—	228,000円
	エ 共同住宅 等部分の全 体の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	104,000円	—	178,000円	—	318,000円
	オ 共同住宅 等部分の全 体の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	168,000円	—	322,000円	—	617,000円
	カ 共同住宅 等部分の全 体の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの	238,000円	—	520,000円	—	1,065,000円
	キ 共同住宅 等部分の全 体の床面積 の合計が 50,000平方 メートル以 上のもの	373,000円	—	915,000円	—	1,958,000円
	(3) 対象計 画等に非 住宅部分	ア 非住宅部 分(変更認 定申請及び	12,000円	—	—	96,000円

が含まれる場合	交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの					
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	—	—	124,000円	307,000円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	—	—	163,000円	397,000円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	—	—	271,000円	575,000円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円	—	—	347,000円	703,000円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円	—	—	424,000円	839,000円
	キ 非住宅部	243,000円	—	—	492,000円	953,000円

	分の全体の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの					
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000円	—	—	656,000円	1,209,000円

摘要

- 1 対象計画等が第2号及び第3号のいずれにも該当する場合は、第2号及び第3号に定める額の合計額とする。
- 2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

備考

- 1 「設計住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（規則で定めるものに限る。）をいう。
- 2 「誘導仕様基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 3 「簡易判定法」とは、市長が別に定める簡易な方法により法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを判定する方法をいう。
- 4 「一戸建て住宅」とは、一戸建ての住宅で、住宅の用途に供する部分（5及び6において「住宅部分」という。）以外の部分が含まれないものをいう。
- 5 「共同住宅等部分」とは、4に規定する一戸建て住宅以外の建築物における住宅部分をいう。
- 6 「非住宅部分」とは、4に規定する一戸建て住宅以外の建築物における住宅部分以外の部分をいう。

別表第9第2項の表を次のように改める。

区分	金額 (1件につき)				
	A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B Aに該当する場合を除き、誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合	C Aに該当する場合を除き、モデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合	D AからCまでに掲げる場合以外の場合	
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）が一戸建ての	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	20,000円	—	37,000円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	22,000円	—	42,000円

住宅である場合					
(2) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画は、その後性能向上計画に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画は、その計画の範囲内において変更の計画（以下この項においてこれを「対象建築物等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合）の全体床面積の合計が300平方メートル未満のもの）の全体床面積の合計が300平方メートル未満のもの	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	37,000円	—	74,000円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	66,000円	—	126,000円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	126,000円	—	222,000円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	181,000円	—	310,000円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	328,000円	—	604,000円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	533,000円	—	1,045,000円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円	940,000円	—	1,923,000円
(3) 対象建築物等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	—	93,000円	238,000円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	—	119,000円	300,000円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未	35,000円	—	158,000円	388,000円



	満のもの				
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	—	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	—	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	—	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	—	644,000 円	1,187,000 円

摘要

- 1 対象建築物等が第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当する場合は、第 2 号及び第 3 号に定める額の合計額とする。
- 2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

備考

- 1 「誘導仕様基準」とは、別表第 8 第 1 項の表備考 2 に規定する誘導仕様基準をいう。
- 2 「モデル建物法誘導基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 3 「共同住宅等部分」とは、一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。

別表第 9 第 3 項の表を次のように改める。

区 分	金 額 (1 件につき)				
	A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B A に該当する場合を除き、誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合	C A に該当する場合を除き、モデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合	D A から C までに掲げる場合以外の場合	
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（変更認定申	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	6,900 円	20,000 円	—	37,000 円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計	7,400 円	22,000 円	—	42,000 円

<p>請にあっては、その計画変更に係るものに限る。以下この項において「対象他の建築物」という。)が一戸建ての住宅である場合</p>	<p>が 200 平方メートル以上のもの</p>				
<p>(2) 対象他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合</p>	<p>ア 共同住宅等部分（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>	<p>12,000 円</p>	<p>37,000 円</p>	<p>—</p>	<p>74,000 円</p>
<p>イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>28,000 円</p>	<p>66,000 円</p>	<p>—</p>	<p>126,000 円</p>	
<p>ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>66,000 円</p>	<p>126,000 円</p>	<p>—</p>	<p>222,000 円</p>	
<p>エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>103,000 円</p>	<p>181,000 円</p>	<p>—</p>	<p>310,000 円</p>	
<p>オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>165,000 円</p>	<p>328,000 円</p>	<p>—</p>	<p>604,000 円</p>	
<p>カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>234,000 円</p>	<p>533,000 円</p>	<p>—</p>	<p>1,045,000 円</p>	
<p>キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>	<p>368,000 円</p>	<p>940,000 円</p>	<p>—</p>	<p>1,923,000 円</p>	
<p>(3) 対象他の建築物に非住宅部分が含まれる場合</p>	<p>ア 非住宅部分（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>	<p>12,000 円</p>	<p>—</p>	<p>93,000 円</p>	<p>238,000 円</p>
<p>イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300</p>	<p>22,000 円</p>	<p>—</p>	<p>119,000 円</p>	<p>300,000 円</p>	

	平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの				
ウ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	158,000 円	388,000 円
エ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	264,000 円	563,000 円
オ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	—	339,000 円	689,000 円
カ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	—	415,000 円	823,000 円
キ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	—	482,000 円	935,000 円
ク	非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	—	644,000 円	1,187,000 円
<p>摘要</p> <p>1 対象他の建築物が第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当する場合は、第 2 号及び第 3 号に定める額の合計額とする。</p> <p>2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。</p>					

備考

- 1 「誘導仕様基準」とは、別表第 8 第 1 項の表備考 2 に規定する誘導仕様基準をいう。
- 2 「モデル建物法誘導基準」とは、前項の表備考 2 に規定するモデル建物法誘導基準をいう。
- 3 「共同住宅等部分」とは、前項の表備考 3 に規定する共同住宅等部分をいう。

別表第 9 第 5 項の表備考 3 中「備考 2」を「備考 3」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 8 第 1 項並びに別表第 9 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例別表第

8 第 1 項並びに別表第 9 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

## 議案第42号

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成7年尼崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 親族等 親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者をいう。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者で当該者と現に同居し、又は同居しようとする当該者に係る親族等があるものであること。

第4条第3号中「又は同居親族」を「及びその者と現に同居し、又は同居しようとするその者に係る親族等」に改める。

第7条第1号中「同居親族」を「入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする当該入居申込者に係る親族等(配偶者(婚姻の届出を

していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)を除く。)のうち」に改め、同条第3号中「同居親族(入居者を含む。次号において同じ。)」を「入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする当該入居申込者に係る親族等(次号において「入居申込者等」という。)のうち」に改め、同条第4号中「同居親族」を「入居申込者等のうち」に改め、同条第6号中「しない」を「していない」に改める。

(尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 親族等 親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者をいう。

第6条第2号中「現に」の前に「その者と」を加え、「親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を「その者に係る親族等」に改め、同条第5号中「又は」を「及びその者と」に、「若しくは」を「又は」に、「親族」を「その者に係る親族等」に改める。

第9条第1項第2号中「親族」を「入居申込者に係る親族等」に改める。

第15条第1項中「親族以外の者」を「者以外の当該入居者に係る親族等」に改める。

第16条第1項中「者は」を「当該入居者に係る親族等は」に改め、同条第2項第1号中「親族」を「当該入居者に係る親族等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

特定公共賃貸住宅及び市営住宅の入居者資格における同居親族の定義に里親に委託されている児童等を追加するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。





その他



議案第 4 3 号

尼崎市土地開発公社の解散について

尼崎市土地開発公社を解散することについて、議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

(説 明)

尼崎市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、本案を提出する。



議案第 4 4 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |         |                                     |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 契約の目的   | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間   | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで  |
| 3 | 契約の金額   | 1 1, 9 6 4, 0 0 0 円を上限とする額          |
| 4 | 契約の方法   | 随意契約                                |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い     |
| 6 | 契約の相手方  | 芦屋市松ノ内町 6 番 2 0 号<br>弁護士 重 田 和 寿    |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。



議案第 4 5 号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者又はその相続人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

尼崎市長 松 本 真

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者又はその相続人（以下「借受人等」という。）に対して有する次に掲げる金銭に係る債権
  - (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
  - (2) 元金に係る利子並びに元金及び利子の償還の遅滞に係る違約金（以下「利子等」という。）
- 2 相手方 別表に掲げる 7 2 件の借受人等
- 3 放棄の理由 阪神・淡路大震災により被害を受けた市内に住所を有していた世帯主に対し、尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年尼崎市条例第 2 5 号）第 9 条の規定により、本市が貸付けを行った災害援護資金について、別表に掲げる借受人等については、今後も償還が困難であることに鑑み、議決日を債権放棄基準日として、元金及び利子等に係る債権を放棄する。

（説 明）

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、本案を提出する。

別表（金額は令和4年11月30日時点のもの）

（単位：円）

No	借受人等		金額		
			元金	利子等	合計
1			748,942	35,138	784,080
2			1,111,243	44,607	1,155,850
3			723,488	39,296	762,784
4			731,870	34,145	766,015



5			2,000,179	135,671	2,135,850

6			489,365	14,015	503,380
7			302,021	6,359	308,380
8			1,213,425	83,085	1,296,510
9			532,398	15,982	548,380
10			447,362	12,588	459,950
11			2,499,484	229,348	2,728,832
12			870,102	28,748	898,850

13			592,103	24,912	617,015
14			1,167,661	68,719	1,236,380
15			1,687,019	97,746	1,784,765
16			1,053,247	40,103	1,093,350
17			1,338,218	99,797	1,438,015

	██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████			
	██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████			
	██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████			
18	██████████	██████████ ██████████	854,392	38,458	892,850
19	██████████	██████████ ██████████	574,860	18,520	593,380
20	██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████	373,408	11,607	385,015
21	██████████	██████████ ██████████ ██████████	746,616	32,941	779,557
22	██████████ ██████████	██████████ ██████████	1,346,816	90,564	1,437,380

23			1,282,897	57,868	1,340,765
24			1,253,719	88,791	1,342,510





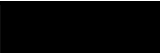














25			79,710	1,196	80,906
26			1,022,735	38,115	1,060,850
27			681,006	18,844	699,850
28			973,084	48,620	1,021,704

29			1,898,969	122,881	2,021,850
30			1,287,323	83,057	1,370,380
31			276,233	4,139	280,372
32			1,201,448	72,432	1,273,880
33			404,551	10,153	414,704

34			1,050,015	71,645	1,121,660
35			1,692,245	142,135	1,834,380
36			1,164,960	68,420	1,233,380
37			2,089,398	164,032	2,253,430
38			688,567	34,093	722,660
39			1,101,579	68,931	1,170,510
40			744,577	29,465	774,042



41			40,600	608	41,208
42			1,447,798	73,052	1,520,850
43			926,145	44,235	970,380

44	 	  	1,045,235	62,275	1,107,510
45	        	                        	1,253,605	78,775	1,332,380

46			42,742	638	43,380
47			1,203,497	94,143	1,297,640
48			580,665	20,845	601,510



52	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	750,174	35,841	786,015
53	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	216,182	6,478	222,660
54	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	1,359,544	103,966	1,463,510
55	[REDACTED]	[REDACTED]	1,429,589	64,134	1,493,723
	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]			
	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]			
	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]			
56	[REDACTED]	[REDACTED]	1,335,263	89,117	1,424,380
	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]			
	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
57	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	1,272,242	81,138	1,353,380

58			1,492,133	129,702	1,621,835
59			1,210,833	91,827	1,302,660
60			934,353	61,857	996,210
61			1,092,877	60,503	1,153,380
62			0	2,311,992	2,311,992
63			554,612	19,247	573,859
64			2,499,280	229,315	2,728,595
65			284,287	4,763	289,050

66	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	2,481,905	207,945	2,689,850
67	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	1,888,331	121,519	2,009,850
68	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	2,055,611	143,154	2,198,765
69	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	1,413,629	112,644	1,526,273
70	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	581,703	15,782	597,485
71	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	1,495,692	125,818	1,621,510

72			1,493,104	125,406	1,618,510
合計			76,159,718	7,086,750	83,246,468



議案第46号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和5年2月22日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告
- 尼崎市東七松町1丁目23番1号
- 尼 崎 市
- 代表者 尼崎市長 松 本 眞
- 被 告

- 4 事件の概要 原告本市は、迷惑行為を是正しない本市市営住宅の入居者たる被告[黒塗り]に対して、訴状の送達により市営住宅の賃貸借契約を解除するとともに、当該市営住宅の明渡し及び明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの
- 5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。



議案第 47 号

市道路線の一部廃止について

市道路線を次のとおり一部廃止するための議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 一部廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
穴太 10 号黒川線	東園田町 4 丁目 134-1
	東園田町 4 丁目 132-1

(説 明)

一般の通行も無く、廃止後の処分が可能な路線

・一部廃止路線 : 穴太 10 号黒川線

以上の路線を一部廃止するため、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。